

## 現計画での課題の整理と現状の課題

## 1. 発生抑制・再資源化にかかる課題

項目	内容	今後の方針
(1) 排出者責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者へのごみ減量・資源化に対する意識や行動を定着させるとともに、危機感をもった取組を促す必要がある。</li> <li>・ごみ排出量を抑制するためには、資源物を含めたごみ減量策の検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大生産者責任の徹底については、今後も機会あるごとに要望を行っていく。</li> <li>・生産・流通・消費段階を通してごみの発生しない仕組みづくりが必要である。</li> </ul>
(2) ごみ減量推進体制の整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・市の三者による取組を推進・強化し、全市を挙げてこの取組に協力していく仕組みづくりが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・行政の連携について検討する。</li> </ul>
(3) 普及啓発の充実・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ総合対策課とクリーンセンターが個別に市民への普及啓発事業を実施しているので調整の必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な施策の実施と、機能の強化のため組織の見直しを検討する。</li> </ul>
1) 環境学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統的な環境学習の展開が必要</li> <li>・市民全体への環境学習・講習等のあり方の検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層や親子参加型等の多様な世代、ライフスタイルに合わせた啓発事業の開発・実施に努める。</li> </ul>
2) ごみ減量・リサイクル情報の拠点整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発活動・情報発信機能の拠点については、市民等の意見等に配慮して検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発活動・情報発信機能施設は平成31年度開館予定。</li> </ul>
3) 市民にわかりやすい啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者、事業所の従業員、学生等、誰もが分かりやすい、浸透する啓発活動の実施が必要</li> <li>・単身世帯や転入者を対象とした施策を行うなど、本市の特性に合わせた啓発施策の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25年度の「ごみ実態調査」で、今後の情報提供手段として30歳未満の48%が望んでいた「携帯版サイト（アプリ）」による情報提供方法の開発を手掛ける。</li> <li>・マイバッグ運動・レジ袋削減の推進は、今後は市民に対する啓発を強化するとともに、引き続き事業者負担の少ない削減方法を事業者とともに研究する。</li> <li>・環境負荷等の必要な情報は「ごみニュース」の活用、市報、ホームページ等への掲載により引き続き提供を進める。</li> </ul>
(4) 市民活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体の活動に多くの市民が参加・協力できる仕組みづくりや連携が必要</li> <li>・「クリーンむさしのを推進する会」の活動を支援し、連携を図ることが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体への共同事業型連携を推進する。</li> <li>・環境啓発イベント等への参加・出展による団体間交流の場を提供していく。</li> <li>・メールマガジン等により環境情報を積極的に情報提供していく。</li> </ul>
(5) 事業者への働きかけの充実・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正負担のための処理手数料改定により事業系持込ごみ量は減じているが、今後も継続した減量並びに資源化指導が必要である。</li> <li>・減量・資源化への自主的な取組への指導・助言の強化・継続が必要</li> <li>・事業者へ資源化を動機付ける制度である優良事業者への表彰制度の見直しを行い、対象者を拡大した。制度のより一層の推進が必要である。</li> <li>・準多量排出事業者に対しても廃棄物の減量・資源化指導の強化が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者への、現在の高レベルの減量資源化指導を維持する。</li> <li>・減量資源化優良事業者の認定及び表彰については、拡大した対象者に対し周知するとともに参加事業者を増やす。</li> <li>・行政収集へ移行する小規模事業者への指導を強化し、適正排出率の維持向上を図る。</li> </ul>

### 1. 発生抑制・再資源化にかかる課題（続き）

項目	内容	今後の方針
(6) 資源物回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源回収の処理経費と資源化効果の見地から再検討が必要。</li> <li>ごみの減量資源化意識の向上、ごみ処理経費の節減、居住者間のコミュニティ意識の育成等につながる形での集団回収の推進が必要である。</li> <li>拠点回収はすでに市民に定着しており、そのあり方については、引き続き検討が必要。</li> <li>平成 23 年度よりクリーンセンター内に「都市鉱山開発事務所」を設置し、小型家電からの有用金属・希少金属等の回収事業を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合住宅型の団体の活動は、ごみ減量資源化意識の向上、コミュニティ意識の育成に結びついていない場合が多く、補助金のあり方の見直しを検討する必要がある。</li> <li>拠点回収は、コミュニティセンターの協力のもとに行われ、廃食用油は 24 年度から回収業者への売り渡しに変更したこともあり、継続実施する。</li> <li>小型家電リサイクル法に沿った金属類の回収を検討する。</li> </ul>
(7) 市役所の環境に配慮した行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>市自らが率先して、さらなる環境配慮への取組を推進し、市内事業所として模範になることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎内におけるごみ分別資源化指導によるエコパートナー水準の維持等、資源化と発生抑制及び庁舎建物の省エネ等に積極的に取り組む。</li> </ul>

### 2. 収集・運搬にかかる課題

項目	内容	今後の方針
(1) 容器包装リサイクル法に基づく収集の推進と分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック製容器包装の分別の周知徹底の取組の継続が必要である。</li> <li>ペット・ボトル、プラスチック製容器包装等資源物は、遠隔地で処理をしているため CO<sub>2</sub> の排出等、トータルな環境負荷の低減については検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続きプラスチック製容器包装の分別の周知徹底が必要であり継続して実施していく。</li> <li>トータルな環境負荷の低減という見地からサーマルリサイクルの可能性などについても検討する。</li> </ul>
(2) 収集・運搬コストの効率化・環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法にかかる市の収集・運搬費用負担の適正化を国等へ要望していくことが必要である。</li> <li>ごみ減量のため、不燃ごみ・資源物の収集頻度の見直しについての検討が必要である。</li> <li>ごみ収集・運搬コストの効率化に努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル制度の法制度の見直しについては、今後も機会あるごとに要望を行っていく。</li> <li>不燃ごみ、資源物に限らず、ごみの収集方法・頻度についてはごみ量の推移を見ながら検討する。</li> <li>収集・運搬業務の適正な委託化を行う。</li> </ul>

### 3. 中間処理にかかる課題

項目	内容	今後の方針
(1) 生ごみの有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設や団地への生ごみ処理機の設置はごみ処理手数料の有料化による公平性、電力・水等のエネルギー問題、コストといった視点から事業を終了させた。</li> <li>生ごみ処理機の購入補助等の支援は、制度の目的どおりに生ごみ処理機が使用されておらず、平成 20 年度をもって廃止した。</li> <li>生ごみの飼料化やメタン発酵など、生ごみ処理機以外に資源化処理するための有効利用方法についての検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新武蔵野クリーンセンター（仮称）において、バイオマス系処理施設については敷地が狭小なため設置できない。今のところ、バイオマス系処理施設はコスト面から現実性はない。今後の社会情勢や周辺自治体の動き等、情報収集を行う。</li> </ul>

(2) 資源化施設の設置検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源化施設の必要性や整備手法等について検討・整理が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源化施設については、敷地が狭小なため、設置できない。広域連携も視野に検討していく。</li> </ul>
(3) 次期中間処理施設の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定的な処理を継続していくためには、次期中間処理施設への更新が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新武蔵野クリーンセンター（仮称）は平成29年稼働予定。</li> </ul>

#### 4. 最終処分にかかる課題

項目	内容	今後の方針
(1) 埋め立てゼロの維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコセメント事業の支援と埋め立てゼロの維持が必要である。</li> <li>エコセメント事業の将来的な継続性等を踏まえ、焼却灰等の他の処理方法等についても検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き焼却残渣を減量し、埋立処分量ゼロを維持し続ける。</li> <li>今後についても、市の公共事業においてエコセメントを率先して使用する。</li> </ul>

#### 5. 新たな課題（現行計画策定以降に明らかになった課題）

項目	内容	今後の方針
(1) 家庭ごみ有料化後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみを有料化しても、なお多摩地域の平均を大きく上回っているためごみ減量の動機づけとなるよう更なる啓発活動や経済的インセンティブによるごみ減量の検討なども必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物の有料化等、経済的インセンティブによるごみ減量の検討は今後の課題と考えられ、有料化の目的・効果についての点検・評価とともに継続的に行う。</li> <li>多様なライフスタイルに対応した普及啓発活動を実施する。</li> </ul>
(2) 広域連携の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理において環境負荷やコストの低減といった見地から、広域的な連携によるごみ処理を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型家電リサイクル事業における認定事業者の家電製品引取りについて、広域連携によるコスト減を検討する。</li> </ul>
(3) 一般廃棄物会計基準に沿った経費の算出と効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に国のガイドラインである一般廃棄物会計基準に沿ったごみ処理経費の試算を行ったが、比較するデータが極めて少なく、入力の手間を考えると、現状ではあまり有効な手法とは考えられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物会計基準に基づいたごみ処理費用の算出については、他の自治体、特に多摩地域の自治体と比較できないのであれば、例え算出したとしても有効とは言えない。当面は情報収集に努めるとともに、コスト比較のために有効な手法について検討しつつ、処理経費の削減に努める。</li> </ul>